

見学体験

実際の雰囲気、プログラム内容、他利用者の様子など、実際に見に行くことで、利用後のミスマッチを防ぐ材料となります。

受給者証 申請

お住いの市町村の担当部署へ、「障害福祉サービス受給者証(以下受給者証)」の申請を行います。

申請 について

必要な物：

障害者手帳

or

医師の意見書

or

医師の診断書

受給者証 交付

市町村より支給決定の通知があり、発行された受給者証が届きます。※市町村によっては、発行までに差があります。

相談支援 利用

サービス等利用計画作成のため、「相談支援事業所」にて面談等を行います。

就労移行支援事業所と契約後に利用開始となります。